



# 鉄道車両の照度—基準及び測定方法

JIS E 4016 -1992

(2008 確認)

平成 4 年 4 月 9 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主 務 大 臣：運輸大臣 制定：平成 4.4.9

官 報 公 示：平成 4.4.22

原案作成協力者：社団法人 日本鉄道車輌工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 鉄道部会（部会長 山之内 秀一郎）

この規格についての意見又は質問は、運輸省地域交通局陸上技術安全部保安・車両課（〒100 東京都千代田区霞が関2丁目1-3）又は工業技術院標準部機械規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 鉄道車両の照度—基準及び測定方法 E 4016-1992

Illuminance for railway rolling stock—Recommended  
levels and measuring methods

1. 適用範囲 この規格は、鉄道車両において、人工照明によって乗客・乗務員などの良好な車内環境及び安全を確保するために必要な照度の基準並びにその測定方法について規定する。

備考 この規格の引用規格を、次に示す。

JIS C 1609 照度計

JIS C 7612 照度測定方法

JIS E 4001 鉄道車両用語

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、JIS E 4001による。

3. 所要照度 所要照度は、人工照明を設備する場所の分類に対応して、付表1による。

なお、付表1の照度に対する一般条件は、次による。

- (1) 付表1に示す照度は、常時維持照度とする。したがって、設計に当たっては、保守率<sup>(1)</sup>を考慮して計画する。  
注<sup>(1)</sup> 照明設備を、ある期間使用した後の平均照度と初期照度との比。
- (2) 局部照明がある場合の全般照明の照度は、特に要求がない限り、局部照明を点灯した状態での値とする。
- (3) 局部照明の照度は、特に要求がない限り、全般照明を点灯した状態での値とする。
- (4) 局部照明で測定箇所が1点の場合は、少なくとも付表1の値以上であること。

#### 4. 照度測定方法

##### 4.1 一般条件 照度測定方法の一般条件は、次による。

- (1) 照度測定は、JIS C 1609に規定する照度計を用いて行う。
- (2) 測定者の位置及び服装が、測定に影響を与えないように注意する。
- (3) 車内温度、照明電源の電源電圧及び周波数を測定し、記録する。
- (4) 列車編成は、指定された<sup>(2)</sup>編成状態とする。
- 注<sup>(2)</sup> 受渡当事者間で定めた事項。
- (5) ランプ及び灯具は、新品で、かつ、清潔なものとする。
- (6) 窓、戸及び点検ふた類は、閉じた状態とする。
- (7) 照度測定に影響する機器は、停止状態とする。
- (8) 遮光装置は、格納状態とする。
- (9) 広告類は、取り付けない。
- (10) 測定場所は、室内に車外からの照明が入らない場所とする。ただし、暗照度の測定については、受渡当事者間で取り決める。
- (11) 照明器具は、JIS C 7612に規定する照度測定方法で測定し、特性が安定するまで点灯を行う。